

報道関係者 各位

令和3年1月22日

【照会先】

第三部会担当審査総括室

審査官 長嶋 政弘

(直通電話) 03-5403-2265

帝京蒼柴学園不当労働行為再審査事件 (平成29年(不再)第53号・第55号) 命令書交付について

中央労働委員会第三部会(部会長 畠山稔)は、令和3年1月21日、標記事件に関する命令書を関係当事者に交付しましたので、お知らせします。

命令の概要は、次のとおりです。

【命令のポイント】

学園による組合員X(以下「X」という。)に対するけん責処分及び謹慎処分は不当労働行為に当たるが、学園がXを部活動の監督から外したことは不当労働行為に当たらないとした事案

学園によるXに対するけん責処分及び謹慎処分は、Xが組合の組合員であることを理由として行われたものであり、不当労働行為に当たる。

学園がXを部活動の監督から外したことは、Xが部員や保護者との関係で問題を起こしていたことに関する教育的な配慮からされたものであり、不当労働行為に当たらない。

I 当事者

第53号事件再審査申立人・第55号事件再審査被申立人：

学校法人帝京蒼柴学園(学園) (新潟県長岡市)

第55号事件再審査申立人・第53号事件再審査被申立人：

X(個人)

帝京長岡高等学校職員労働組合(組合) (新潟県長岡市)

II 事案の概要

- 1 本件は、①学園がXに対してけん責処分及び謹慎処分(本件処分)を行ったこと、②学園がXをA部の監督から外したこと(本件監督外し)、③教頭及び校長が組合に入ることによって不利益を被る趣旨の発言(教頭の発言及び校長の発言)をしたこと、④学園が本件申立てを理由にXをA部の顧問から外したこと(本件顧問外し)が不当労働行為であるとして、救済申立てがあった事件である。
- 2 初審新潟県労委は、学園の上記1①ないし③の行為を不当労働行為であると判断し、学園に対し、本件処分の撤回、XをA部の監督とすること、X及び組合(組合ら)に対する文書手交を命じ、その余の申立てを棄却した。学園及び組合らは、これを不服として、それぞれ再審査を申し立てた。

III 命令の概要

1 主文の要旨

初審命令を変更し、学園に対し、本件処分がなかったものとして取り扱うこと、Xに対する文書手交、並びに組合に対する文書手交及び文書掲示(上記II 1①及び③に関するもの)を命じ、その余の救済申立てを棄却する。

2 判断の要旨

(1) 本件処分は労組法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるか

本件処分は、処分事由の一部を除き、これを認めるに足りる的確な証拠がない中でされたものであり、合理的な理由を欠くものである。

学園は、組合との間で対立関係が続いてきた状況において、Xが組合の組合員であることを認識した後、保護者や部員の一部から処分事由の存在の話を聴き、組合を嫌悪し、Xが組合の組合員であることを理由として本件処分を行ったことが推認される。

また、学園は、教職員が組合に加入することをけん制し、組合を弱体化することを企図して本件処分を行ったものと推認される。

したがって、本件処分は、Xが組合の組合員であることを理由とする不利益取扱いであるとともに労働組合の運営に対する支配介入であり、労組法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たる。

(2) 本件監督外しは労組法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるか

学園は、本件以前に、Xの部員への不適切な言動について保護者から抗議を受け、XをA部の監督から外したが、XがA部の監督に復帰した後も、Xの言動に起因してXと保護者及び一部の部員との関係が悪化し、保護者及び一部の部員から苦情や抗議が出てきた。

このような状況において、学園は、部員らの人格的利益を守るとともに学園と部員ら及び保護者との信頼関係を維持するという教育的な配慮から、これ以上XにA部の監督を続けさせるのは適切でないと判断して、本件監督外しを行ったものと認められる。

したがって、本件監督外しは、Xが組合の組合員であることを理由とする不利益取扱いでも労働組合の運営に対する支配介入でもなく、労組法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たらない。

(3) 教頭の発言及び校長の発言は労組法第7条第3号の不当労働行為に当たるか

教頭の発言及び校長の発言は、いずれも教頭及び校長が学園の管理職として組合の弱体化を企図して行ったものと推認される。

したがって、教頭の発言及び校長の発言は、学園による労働組合の運営に対する支配介入であり、労組法第7条第3号の不当労働行為に当たる。

(4) 本件顧問外しは労組法第7条第4号の不当労働行為に当たるか

学園は、本件申立てよりも前に本件顧問外しを行ったことが認められる。

したがって、本件顧問外しは、組合らが本件申立てをしたことを理由とする不利益取扱いではなく、労組法第7条第4号の不当労働行為に当たらない。

【参考】

初審救済申立日 平成27年10月16日（新潟県労委平成27年（不）第5号）

初審命令交付日 平成29年11月2日

再審査申立日 平成29年11月15日（学園）、同月17日（組合ら）